

前期末・学年末試験等の受験上の注意事項

前期末・学年末試験等の受験にあたっては、下記の注意事項を熟読し、厳正な態度で臨むこと。

- 1 試験場への入室は、試験開始時点から原則として 30 分まで認める。また、試験場からの退室は、試験開始後 30 分間は認めない。
ただし、講義により入室および退室許可時間が別途指定される場合があるので注意すること。
- 2 試験場では、原則として一人空けて着席すること。座席について、監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 3 学生証を持参し、試験中、机の上に提示しておくこと。
- 4 受験に際し、あらかじめ許可されたもの以外を机の上、中に置かないこと。
- 5 携帯電話、スマートフォン等の電源を切ること。時計、電卓としての使用も禁止する。
- 6 答案用紙を試験場外に持ち出さないこと。
- 7 受験に際し、以下の行為を行わないこと。
 - (1) 本人以外の代理受験、偽名記入
 - (2) カンニングペーパー等の所持、机上等への書き込み
 - (3) 答案用紙の見せ合い、交換
 - (4) 話し合い、のぞき見、わき見、私語
 - (5) 持込みが許可されていない物件の持込み
 - (6) 持込み許可物件の貸し借り
- 8 以上のほか、試験場では、すべて試験監督者の指示に従うこと。

上記の各項に違反したときは、不正行為とみなされることがある。

試験以外の成績評価項目に関わる不正行為

前期末・学年末試験以外の成績評価項目に関わる以下のような行為も、不正行為とみなされることがある。

- 1 通常の授業期間に行われる試験等における、前期末・学年末試験時不正行為に準ずる行為
- 2 レポート作成、口頭発表における盗用(他人が執筆した文章、図表等を、まったくそのまま、もしくは一部を変更して自分の文章等とすること。)及び剽窃(他人の考えを、自分の考えとして発表すること。)
- 3 出席に関し虚偽を告げる行為
- 4 その他、正当でない手段によって優れた成績評価を得ようとする行為

成績評価項目に関わる不正行為の処分

- 1 学則による懲戒
 - (1) 退学
 - (2) 停学(在学期間の不足により、4年間では卒業できなくなる。)
 - (3) 訓告
- 2 教務上の制裁措置(例)
 - (1) 当該科目の履修申請を無効とする。
 - (2) 当該学期に受講および受験した全科目の履修申請を無効とする。
 - (3) 当該学年に受講および受験した全科目の履修申請を無効とする。

以上